

## 口座を開設される「任意団体」「権利能力なき社団・財団」のお客さまへ

2023年1月  
巢鴨信用金庫

金融機関には法令等により「口座開設時の手続きの厳格化」が求められています。

このような背景から当金庫では、新たに預金口座開設を希望される「法人格を持たないお客さま」に下記の書類をお願いしております。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ●「必ず」ご用意いただく書類

- ・口座に設定する代表者さまの「公的な本人確認資料」
- ・お手続き者さま(ご来店予定者さま)の「公的な本人確認資料」  
※外国人の場合は「在留カード」「特別永住者証明書」  
※本人確認資料は顔写真付きの、氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(有効期限内)をご用意ください。
- ・事業所・主たる事務所の建物登記簿謄本(自己等が所有の場合)または賃貸借契約書(借家の場合)のコピー  
※所有人または賃借人と法人の関係性が確認できない場合、その関係を確認できる資料。

### ●その他ご用意いただく書類

- ・団体の規約または会則
- ・団体の活動実績がわかる資料(事業計画書等)
- ・団体の名簿
- ・団体の総会議事
- ・団体の収支報告書
- ・設立年月日がわかる書類(団体の規約等に記載がない場合)

### ●「該当する場合」のみご用意いただく書類

#### (1) 許認可・届出等が必要な事業の場合

- ・主たる事業の許認可証等(有効期限内のもの)のコピー

#### (2) 主たる事業所の最寄り店でなく、支店の最寄り店の口座開設をご希望の場合

- ・支店の建物登記簿謄本または賃貸借契約書のコピー  
※所有人または賃借人との関係性が確認できる書類をご提示願います。所有人または賃借人との関係性が確認できない場合、追加書類をご提示いただく場合がございます。

#### (3) 代表者さま以外の方がご来店される場合

- ・代表者さま(ご来店予定者さま)が口座開設を委任されていることの委任状  
※代表者さまには、原則一度以上ご面談させていただく必要があります。

#### (4) 代表者さまが外国人のお客さまの場合(いずれか一つ)

- ・「在留カード」(有効期限内のもの)
- ・「特別永住者証明書」(有効期限内のもの)
- ・英字名のお名前がわかる書類のコピー

**【開設にあたってのご注意】**

※団体様の具体的な活動内容・口座利用の目的などをお伺いし、場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

※店頭での口座開設にあたっては、原則ご予約のうえ、ご来店ください。

※口座開設の審査には、2週間程度の日数をいただいております。

※上記書類の他にも、必要に応じて金庫より追加書類の提示をお願いする場合があります。

また、一部の書類について金庫の判断により提示に代えてお聞き取りなどで対応させていただく場合があります。

※書類は、原本をご提示ください。当金庫にて記録させていただいたのち、原本はお返しいたします。

以上